

令和3年度

第10回第二農地部会定例会議事録

令和4年1月31日（月）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和3年度 第10回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年1月31日(月)午後2時00分
会 場 頸城コミュニティプラザ2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
2番 五十嵐 隆一	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
17番 岩崎 欣一	18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子
21番 望月 博	22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一

(2) 農地利用最適化推進委員(19名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 高橋 浩一、福原 弥

2 欠席委員

- (1) 農業委員…なし
(2) 農地利用最適化推進委員…なし

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閏間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	
農業委員会事務局	農地係長	橋立 理	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 小山 一成 2番 五十嵐 隆一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 4 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和3年度第10回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員0名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員19名、欠席推進委員0名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番 小山 一成 委員、2番 五十嵐 隆一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、引き続き全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。 それでは、5番 岸田 健 委員に読み上げていただきます。 岸田委員、よろしく願いいたします。</p>
岸田委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>岸田委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案の審議に入りますが、審議の前に「農地台帳システムの移行」に伴う新たな様式への変更点について、安塚区駐在室から説明をお願いします。</p>

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

まず、初めにフェーズ2による新たな様式への変更点として、他の議案も共通ですが、年齢の記載がありません。

これは、国が届出の受理、申請の審議、許可に当たっては、年齢は考慮しないとしており、国が示した議案の基準様式に記載がないためであります。

次に総括表がありません。これも国が示した議案の基準様式に総括表がないためであります。

基準様式では「所有権移転」「貸借権設定」「貸借権移転」がそれぞれ別々の議案として作成されますが、これまでどおり、「上越市農用地利用集積計画」の審議については同一議案として、同一の議案番号で提案させていただき、審議の結果についても一括で市長へ要請したいと思います。

「貸借権移転」「配分計画」の議案に共通しますが、旧借手の記載がありません。これは、国が審議に当たっては、旧借手は考慮しないとしており、審議の対象は、あくまでも新たな借手であり、新たな借手が耕作可能か、許可相当かを審議することとしているためです。

その他、これまで期間ごとに説明しておりましたが、国が示した議案の標準様式では期間による集計がありません、また、新規や再設定の区分もありません。

説明に当たっては、特に説明を要するもの、主に新規の案件について説明していきたいと思っております。説明は以上です。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

《安塚区駐在室の議案》

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、1頁、番号2101番は、岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岩崎委員は一時退席をお願いいたします。

(岩崎委員退席)

議 長

それでは、岩崎委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

説明の前に議案の修正をお願いします。議案書表紙の目次、「議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について」の頁が3となっておりますが、4に訂正をお願いします。

それでは、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件についてご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。

番号 2101 番の 1 件です。

旧受人が労力不足のため、再設定できなくなったことから、新たに認定農業者の法人へ貸し付けるものです。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岩崎委員関連の番号 2101 番の 1 件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

議 長

続きまして、岩崎委員に関連する貸借権移転について審議いたします。

2 頁、番号 2102 番から 3 頁、2108 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

貸借権移転 7 件についてご説明いたします。2 頁をご覧ください。

番号 2102 番から 3 頁、番号 2108 番の 7 件です。

面的集積と農作業効率を図るため、旧受人と話し合いの結果、合意に至り、権利を認定農業者の法人に移転するものです。

なお、これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岩崎委員関連の番号 2102 番から 2108 番までの 7 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただいまの審議の結果、原案どおり決定することといたします。

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(岩崎委員復席)

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、4頁、番号2101番及び番号2102番は、岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岩崎委員は一時退席をお願いいたします。

(岩崎委員退席)

議 長

それでは、岩崎委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権移転2件についてご説明いたします。議案書は4頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

番号2101番及び番号2102番の2件です。

面的集積と農作業効率を図るため、旧受人と話し合いの結果、合意に至り、権利を認定農業者の法人に移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

(岩崎委員復席)

<議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説

明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。

今回は、「実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会となります。対象地区4地区です。6頁に地区の一覧表を掲載いたしました。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。

「実質化された人・農地プランの変更」については昨年11月から12月の間、市内全プランに対して変更の有無を確認した結果、安塚区では中心経営体や農地の集約化の方針など農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が4件ありました。

主な変更内容は、現状における中心経営体の見直しによる変更です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪浦川原区駐在室の議案≫

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

説明の前に議案の訂正をお願いします。議案書1頁、備考欄のNO.2502を2501に訂正ください。3カ所ありますので、すべて訂正ください。大変すみませんでした。

それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号2501番から2504番の4件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は他者への売却3件、休耕1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は、2頁から3頁をご覧ください。

内訳は、所有権移転が1件、貸借権設定が1件、合計2件です。

詳細については、2頁2501番と3頁2502番の2件を掲載しましたので、ご覧ください。最初に所有権移転です。議案書は2頁をご覧ください。

番号2501番は、県外に居住する譲渡人が、地域の担い手に所有権移転するものです。譲渡人が不動産会社に土地を売却した案件であり、譲渡人と譲受人の間で土地代金の支払いが無いことから、集積計画では対価額が0円となっています。

この案件は報告第1号の関連案件です。

次に貸借権設定です。議案書は3頁をご覧ください。

番号2502番は、これまで農用地利用集積円滑化団体を通して耕作されていましたが、利用権満了に伴い農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は4頁から6頁をご覧ください。

内訳は権利の設定が1件、権利の移転が6件、合計7件です。

詳細については、4頁2501番から6頁2507番までの7件を掲載しましたので、ご覧ください。最初に権利の設定です。

4頁番号2501番は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

次に権利の移転です。

4頁番号2502番から6頁2507番の6件は、借受人の農地集約化と前借受人の分散圃場の解消のため、賃借権を移転するものです。以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。

議案書は7頁をご覧ください。実質化された人・農地プランの変更が、3件です。

対象地区3、地区内集落は同じく3、区域内農地27ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が12、出し手は0名となっています。

8頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

主な変更内容としては、農地集積の実態に合わせて、中心経営体を見直したものです。今回の見直しにより、地区内集積面積については、増加した地区が1、現状

維持が1地区、減少が1地区でありました。以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号2901番から2903番までの3件です。

いずれも、耕作者の労力不足による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

駐在室	<p>議案書は2頁から4項をご覧ください。 番号2901番から2913番までの13件です。 新規の貸借権設定3件について、ご説明いたします。 番号2907、2910番、2913番は、いずれも労力不足より地域の農業者へ貸し付けるものです。 これら13件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について> 議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。 配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。対象地区2件です。 今回は、すべて「1 実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会となります。主な変更内容としましては、中心経営体である農業者の死亡に伴い、その農地を他の中心経営体が集積し、引き続き耕作するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願ひします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3301番から3303番までの3件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構に貸し付けです。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧 区

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

駐在室

議案書は2頁をご覧ください。

番号3301番は、譲渡人が相続により農地を取得しましたが、労力不足と農業未経験者であることから、集落内の中核農家である譲受人に贈与により、所有権移転を行うものです。

譲受人の状況については、先ほどお配りした「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁、番号3305番の1件は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により長瀬委員は一時退席をお願いいたします。

(長瀬委員退席)

議 長

それでは、長瀬委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件、長瀬委員に関連する案件について説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。貸借権設定、番号3305番の1件で再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、長瀬委員関連の番号3305番の1件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(長瀬委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定7件の内、長瀬委員関連の番号3305番を除く6件の案件について、事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員の関連を除く 6 件について説明いたします。

議案書は 3 頁から 4 頁をご覧ください。

新規案件 5 件について説明いたします。

番号 3301 番、番号 3303 番、番号 3304 番は労力不足になったことから、地区の担い手に貸し付けるものです。番号 3306 番、3307 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 2 件について説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。

今回は、すべて「1 実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会となります。

「1 実質化された人・農地プランの変更」については、昨年 11 月から 12 月の間、市内全プランを対象にして変更の有無を確認した結果、牧区では中心経営体や農地の集約化の方針など農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が 2 件ありました。主な変更内容としては、中心経営体が高齢化などにより経営縮小することに伴い、中心経営体から削除するものが 1 件、新たな認定農業者を中心経営体に追加するものが 1 件の計 2 件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

〈柿崎区駐在室の議案〉

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3701番から3725番までの25件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定21件、他者へ貸付4件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

〈議案第1号 農地法第3条許可申請について〉

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

番号3701番は、譲渡人である父が経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、使用貸借権の再設定を行うものです。

別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、7頁、番号3714番から3716番までの3件は、岸田委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岸田委員は一時退席をお願いいたします。

(岸田委員退席)

議 長

それでは、岸田委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

岸田委員に関連する案件について説明いたします。

議案書は7頁をご覧ください。番号3714番から3716番までの3件です。

労力不足や相手方からの要望により、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岸田委員関連の番号3714番から3716番までの3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(岸田委員復席)

議 長

続きまして、所有権移転、番号 3713 番から 3716 番までの 4 件のうち、岸田委員関連の番号 3714 番から 3716 番を除く 1 件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

所有権移転 1 件について説明いたします。7 頁をご覧ください。

番号 3713 番は、労力不足のため、経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

議 長

続きまして、貸借権設定 27 件を審議いたしますが、12 頁、番号 3726 番から 3729 番までの 4 件は、岸田委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岸田委員は一時退席をお願いいたします。

(岸田委員退席)

議 長

それでは、岸田委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

岸田委員に関連する案件について説明いたします。

議案書は 12 頁、13 頁をご覧ください。

番号 3726 番から 3728 番までの 3 件は、これまで別の借手との間で利用権を設定していましたが、労力不足のため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

3729 番は、旧借り手の労力不足に伴い、新たな耕作者が見つからなかったため、近隣で耕作を予定している借手が使用貸借により借り受けるものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岸田委員関連の番号 3726 番から 3729 番までの 4 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただいまの審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(岸田委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 27 件の内、岸田委員関連の番号 3726 番から 3729 番までの 4 件を除く 21 件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案書は、10 頁をご覧ください。申請番号 3713 番から 3716 番が飛んでいますが、申請日ごとに番号が振られるため、ご理解をお願いいたします。

それでは、新規の貸借権設定 6 件について説明いたします。

番号 3710 番、11 頁 3718 番、13 頁 3731 番は、これまで借手との間で利用権を設定されていましたが、契約期間満了を迎えることから新たに利用権を設定するものです。

なお、3710 番は田 7 筆の内、2 筆は面積が小さいため使用貸借とするものです。

番号 3711 番、3712 番は、これまで別の借手との間で利用権を設定されていましたが、更新手続きが遅れたため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

3713 番は、農地集約のため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。終期は、他の契約している筆と合わせるため、令和 13 年 3 月 31 日に設定するものです。

これら 21 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は14頁をご覧ください。

今回、柿崎区の対象地区は、2件です。

お手元に配布しました別冊の個票をご覧ください。

実質化された人・農地プランの主な変更内容は、離農などにより、農地の出し手を追加すると共に、今後中心経営体が引き受ける耕作面積などを修正するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<<大潟区駐在室の議案>>

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。番号 4601 番から 4604 番の 4 件です。</p> <p>4601 番から 4603 番は、受人の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付予定です。</p> <p>4604 番は、地主が耕作することとなったための合意解約です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので本件について承認します。</p>
<p><u>＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について</u></p>	
議 長	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>番号 4644 番から 4646 番の 3 件です。</p> <p>番号 4644 番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積 387 m²を建売住宅として利用するため売買するものです。</p> <p>番号 4645 番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積 430 m²を一般個人住宅として利用するため売買するものです。</p> <p>番号 4646 番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積 373 m²を一般個人住宅として利用するため売買するものです。</p> <p>位置図は、3 頁から 5 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので本件について承認します。</p>

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は6頁から8頁をご覧ください。

内訳は、所有権移転が1件、貸借権設定が8件、合計9件です。

詳細については6頁4601番から8頁4609番までの9件を掲載しましたのでご覧ください。

最初に所有権移転です。議案書は6頁をご覧ください。

番号4601番は、譲渡人は財産整理のため、地域の担い手に所有権移転するものです。

次に貸借権設定です。議案書は7頁から8頁をご覧ください。

番号4602番から4609番までの8件です。番号4602番は再設定です。

それでは、新規の案件について説明します。

番号4603番は、これまで耕作していた受人が労力不足のため再設定せず、新たな借人と利用権を設定するものです。

番号4604番と4605番は11月に合意解約した案件であり、新たに地域の担い手と利用権を設定するものです。

番号4606番から4608番は1頁の番号4601番から4603番の関連案件で新規に地域の担い手と利用権を設定するものです。

番号4609番は渡人の労力不足により、地域の担い手と利用権を設定するものです。

これら9件の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜頸城区駐在室の議案＞

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁から2頁をご覧ください。番号5343番から5349番までの7件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付6件、地主耕作が1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号5303番の1件です。

届出農地は、頸城区下中島地内の登記簿地目「畑」8筆737.64㎡で、店舗併用住宅を建設するため、売買するものです。

位置図は4頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 5301 番の 1 件について説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。

本申請は、経営移譲に伴い、息子である譲受人に申請農地を無償で譲渡するものです。

また、申請人が所有している合併前上越市管内の農地については、合併前上越市の議案として、第一農地部会で審議されております。

なお、譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転の 1 件を説明します。議案書は 6 頁をご覧ください。

譲渡人の要望により売買するものであり、双方協議により対価額を総額で決定したため、10 アール当りの単価については端数が生じます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 43 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案書 7 頁から 15 頁まで、貸借権設定 43 件について説明します。

議案書 8 頁番号 5304 番、5307 番、5308 番、9 頁 5309 番、10 頁 5318 番、12 頁 5326 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

次に新規設定のうち、特徴的な案件について説明します。

7 頁 5301 番、10 頁 5315 番から 5317 番は、11 月の農地部会で報告した合意解約の関連案件です。

7 頁 5302 番、8 頁 5305 番、11 頁 5320 から 5323 番は、これまで借り手との間で賃貸借契約を設定していましたが、契約期間満了を迎えることから、新たな耕作者と賃貸借契約を締結するものです。

12 頁 5328 番、13 頁 5329 は、円滑化事業の終了に伴い、相対契約で改めて貸借権を設定するものです。

15 頁 5344 番は、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら 43 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願ひいたします。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号6201番から6204番の4件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、4件とも他者への貸付です。

なお、備考欄に記載した頁と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号6201番と6202番の2件で、申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

始めに番号6201番についてですが、譲渡人は愛知県に在住し、今後においてもこちらへ帰って来る予定がないことから財産処分を考えており、農地の処分を地元の担い手農家である譲受人に相談したところ合意に至ったことから、贈与により所有権移転するものです。

また番号6202番の案件につきましても、前案件と同一被相続人からの相続農地の財産処分であり、同一の地元の担い手農家に贈与により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
議案書は 3 頁をご覧ください。

詳細は、議案書 3 頁、番号 6201 番から 9 頁 6230 番までに掲載しましたので、ご覧ください。

では、新規設定、短期契約、使用貸借契約の特徴的な案件に絞ってご説明いたします。

3 頁の 6201 番は、新規に 1 年の賃貸借契約を結ぶものですが、従前農地利用集積円滑化団体を介した契約であったものを、前契約の満了を待って容易な契約形式である相対契約に変更するものですが、受人である農事組合法人は他集落農地まで手が回らないため、毎年の変動状況に対応できるよう長期の契約はしないとのものがあります。

6 頁、番号 6214 番は、報告第 1 号の関連案件で、前借受人の離農に伴い近隣の担い手農家に耕作を依頼するものです。

番号 6215 番は、圃場条件が悪いことから、以前の契約時でも使用貸借契約であり、今回同条件で再契約するものです。

8 頁、番号 6227 番は、耕作実態としては賃貸借が継続していますが、書類上、前契約満了から間が空いたことから新規契約扱いとなったものです。

同じく 8 頁、番号 6228 番から 9 頁 6230 番までの 3 件は、報告第 1 号の合意解約の関連案件で、前耕作者が高齢となり労力不足で経営を縮小するもので、解約した農地を同集落内の他の担い手農家に耕作権を移すために、今回新規契約するものです。

これら 30 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は 10 頁をご覧ください。

番号 6201 番 1 件です。隣接する集落の農事組合法人同士の農地集積のための移転で、農地中間管理機構から、人・農地プランに登載された担い手法人へ使用貸借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は 11 頁をご覧ください。

対象地区は、6 件です。

今回は、すべて「実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会です。

昨年 11 月に市内全プランに対して変更の有無が確認されましたが、吉川区では中心経営体や農地の集約化の方針など、農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が 6 件ありました。

主な変更内容としましては、中心経営体が高齢化などにより離農することに伴いその農地を他の中心経営体に集積する、または地区外の認定農業者を新たな中心経

営体として位置づけるものです。

詳細については、お手元に配布しました別冊の個票をご覧ください。

なお、変更箇所については、アンダーラインを引いてあります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。

番号8603番は、離農により土地の整理を行うため、経営を拡大している借受人へ売買するものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定2件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

2頁、貸借権設定2件を説明します。

番号8601番は、再設定です。新規の8602番は労力不足のため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

いずれの案件についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

3 頁から 4 頁、議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区は 5 地区です。今回は全て「1 実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会となります。

「1 実質化された人・農地プランの変更」については、昨年 11 月から 12 月の間、市内全プランに対して変更の有無を確認し、三和区では中心経営体や農地の集約化の方針など農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が 5 件ありました。

主な変更内容としては、中心経営体が高齢化などによる離農、法人の解散などにより、その農地を他の中心経営体が集積する又は新たな農業生産法人を中心経営体として位置づけ、引き続き耕作するというものであります。

なお、本日お配りした別冊の人・農地プラン案を併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。 他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
議 長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【7. その他】 上野部会長、ありがとうございました。 次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。 (特になし)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。 (岸田職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和3年度第10回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	午後3時10分終了